

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年2月24日(金)

(開会) 10:04

(閉会) 14:36

【 案 件 】

1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

○委員長

ただいまから新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

本日は参考人として、株式会社玉置 代表取締役 玉置一貴氏、有限会社小川商事 店長 廣田孝文氏、株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏の出席をお願いいたしております。

まず、株式会社玉置 代表取締役 玉置一貴氏に入室していただきます。

(参考人入室)

参考人におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより、意見を求めることとなりますが、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立してご発言をお願いいたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

それでは、まず最初に、移動式観覧席の入札について辞退なされていましたが、辞退した理由をお聞かせください。

○玉置参考人

入札に関しまして、辞退した理由といたしましては、今回のですね、入札案件の内容に関して、メーカーとのですね、協議をする時間でありますとか、それに対して最終的にですね、入札金額を提示するに当たりまして、会社として、提出することに対してリスクがですね、あるという判断の下で、辞退をさせていただきました。

○委員長

それでは、今回の入札に関して、どこのメーカーや代理店に問合せ等をされましたか。

○玉置参考人

メーカーの、コトブキというメーカーに連絡をいたしました。

○委員長

それでは、その問合せに対するお答えはどうでしたか。

○玉置参考人

見積りの回答はいただきました。

○委員長

それでは、今回の入札について、市幹部や職員から働きかけがありましたか。

○玉置参考人

働きかけというのは、市役所の担当の方から連絡をいただいたというような認識でよろしい

でしょうか。

○委員長

連絡というより、どうしてくれとかいう話があればお答えください。

○玉置参考人

特にありません。

○委員長

それでは、逆に市幹部や職員に働きかけをしましたか。

○玉置参考人

しておりません。

○委員長

議員から働きかけがありましたか。

○玉置参考人

ありません。

○委員長

それでは、逆に議員に働きかけをしましたか。

○玉置参考人

しておりません。

○委員長

それでは、今回の入札について、他の業者等から働きかけがありましたか。

○玉置参考人

ありませんでした。

○委員長

逆に、他の業者等に働きかけをしましたか。

○玉置参考人

しておりません。

○委員長

私からの質問はこれで終わりました。

次に、委員から発言の申出がありますので、順次これを許します。質問はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜でございます。今日、お尋ねをすることについては、新体育館整備に関し、移動式観覧席取得をめぐって、官製談合等となっておりますけど、つまり官製談合、または談合そのものについて、そういうことがなかったかを究明するための委員会として、参考人にご意見を聞くという場となっております。したがって、これから参考人にお尋ねする内容は、官製談合だけではなくて、民間主導の、政治家が絡んだかもしれませんが、そういう談合が行われていないかということにも関わっていく質問になりますので、そういうものだというふうに受け止めておいていただきたいと思います。

それで、先ほどですね、今回、入札することについてリスクを感じたというような発言だったと思いますが、どのようなリスクが考えられたのか、それはなぜなのかということをお聞きしてよろしいですか。

○玉置参考人

入札とですね、仕様書がですね、公示されましてから、実際の入札の開札の日までですね、の時間の中で、商品ですね、内容が仕様書に合っているかどうかであるとか、それをですね、玉置として、弊社としてですね、しっかりと落札後にですね、納品・搬入までできるかといったところの判断をですね、できるまでの打合せでありますとか、検討する時間があまりにもなかったということで辞退をさせていただいております。

○川上委員

その公告がある以前にですね、移動式観覧席の発注が行われるという情報は、業界では明らかになっておったと思います。どういう仕様で出てくるかっていうことが分からない場合でもですね。そうすると準備行為というか、というのは、する余裕はあったのではないかと。そのところはどうでしょうか。

○玉置参考人

今回のですね、案件が、私たちが、弊社がですね、知ったのはですね、入札のこの仕様書がですね、公示されたときにですね、初めて知ったということになりますので、事前にですね、何か検討するとか、そういったですね、時間は全くありませんでした。

○川上委員

その情報は公告のときに初めてというのは、本当ですか。

○玉置参考人

はい、それを初めて知っております。

○川上委員

公告があつて様々な準備をする時間が取りづらいというような、公告後のお話ですけど、ありました。もう少し、リアルにお話しただけののでしょうか。

○委員長

川上委員、ちょっと今言われる、その時間をリアルにというのは、ちょっと具体的に、もう少しかみ砕いて質問していただけたらありがたいですが。（発言する者あり）私は川上さんが質問されて——（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 10：15

再 開 10：15

委員会を再開いたします。

○川上委員

公告で発注を知る。先ほどお話がありましたコトブキシーティングですか、に、仕入れの見積りを尋ねる。これは、公告の後、どれぐらいの時期に、コトブキにお尋ねになったのでしょうか。

○玉置参考人

すみません、担当者がですね、弊社の担当者がですね、私以外の人間がやっておりますので、正確にですね、その期日までは把握はできておりません。ただ公告があつた後ですね、数日内にはですね、連絡をしているかというふうに思います。ちょっと臆測的なところで申し訳ないんですけども。

○川上委員

コトブキシーティングに速やかに仕入れ見積りをお願いし、そしてコトブキシーティングが速やかに玉置のほうに回答すれば、時間は確保できたのではないかなと思ったりするわけですよ。そのところは、分かればと思うんですけど。

○玉置参考人

どのぐらいですね、時間が必要なのかというのは、各者さんによってですね、違うところもあるかもしれませんが、特に今回の案件に関しましては、数量でありますとか、またですね、内容に関しても、非常に弊社にとりましては大規模なですね、ものでしたので、詳細までですね、打合せ、確認するまでのですね、時間がなかったというような結果で聞いております。

○委員長

川上委員、ほかの委員もおられますので、ちょっとひとつ、この場でまとめてください。お願いいたします。

○川上委員

玉置さんとしては、最初からこの案件については、入札無理と判断し、受注機会を放棄するという判断を早い時期にしてしまったのではないかというふうにも思われるわけですが、どうですか。

○玉置参考人

すみません。最終的なですね、判断をしたのが、いつ時点だったかというのは、ちょっとすみません、記憶にですね、はっきりと覚えてないところがあるんですけども。ただですね、見積りを取ってですね、担当者とも話す中で、最終的に決定をいたしましたので、早期の時点ということではですね、なかったかというふうに考えております。

○委員長

ほかにありませんか。

○深町委員

お疲れさまです。ありがとうございます。ちょっと重複しますが、質問なんですけど、イトーキさんのメーカーから見積りを取られたということなんですけど、（発言する者あり）見積りを——、問合せですか、問合せされたということなんですけど、（発言する者あり）イトーキさんも別に取られたわけでしょう。（発言する者あり）コトブキさん以外で取られました。

○玉置参考人

見積りは取っておりません。

○深町委員

それでは、なぜほかのメーカーから見積りを取られなかったんですか。

○玉置参考人

こういった観覧席にですね、よく実績がですね、あるメーカーということで、コトブキさんのほうにですね、見積り依頼をしたということで聞いております。

○深町委員

ということは、仕様書はほぼほぼ、何かほかの仕様書によって、ほかのメーカーを探すということはされなかったんですか。

○玉置参考人

しておりません。

○深町委員

では、コトブキから見積書は出てきたんですか。

○玉置参考人

はい、出てきております。

○深町委員

分かりました。

○委員長

ほかにありませんか。

○兼本委員

おはようございます。今回、観覧席の入札に関しては、公告後、初めてお知りになられたということでしたが、ほかの業者さんは、その前から御存じだったということで、皆さん営業活動とかいろいろされてあると思います。そういった意味で、玉置さんのほうは、営業活動とかってというのは、公告後、初めてされてたから、全くされてなかったのでしょうか。

○玉置参考人

先ほど申したとおりですね、別の担当者がですね、ふだん営業活動をですね、させていただいておりますので、ちょっと臆測的なところも入るかもしれませんが、ふだんですね、新体育館に関しまして、この事案以外のところはですね、に関してですね、営業活動を

すね、担当課さんのほうにもですね、させていただいたかというふうに思いますが、この観覧席に関してはですね、事前にですね、そういったものが出るとかですね、また商品のカタログをお持ちしたりとか、そういった事前のですね、営業活動はできていなかったというふうに把握しております。

○兼本委員

そうすると、営業活動の中でこのような情報っていうのは全く入ってこなかったということだと思ってしまうんですけども、一つちょっと私は今までの、今まで証人等からの証言等を聞いてて、ちょっと不思議に思っていたことがあるんですけども、この移動式観覧席というのは非常に規模的にも大きいと思います。ただ設置するだけではなくて、将来にわたってメンテナンス等が必要になってくるんじゃないかと思っていますが、こういった場合、そのメンテナンスのことを考えたときにですね、物品の中の事務用品、今回、業種が決められて、事務用家具ということで決められて、入札が行われました。となったときに、このメンテナンスに関してというのは、例えば、代理店が入っていて、その代理店が行うのかとか、指名業者さんが行っていくのかといったところで、ちょっと、もしその辺り、詳しいことをお話しできるのであれば、教えていただければと思います。

○玉置参考人

弊社の場合ということで申し上げますと、仮にですね、現場のほうから何か不具合が、納入後にですね、ありまして、問合せがありましたら、まず納入の代理店としてですね、一次対応をですね、させていただくと。一次対応というのは、現場をですね、見に行き、どういった不具合があるのかとかいうところをですね、現場の方とお話をさせていただくということですね。その結果ですね、修理が必要であるとかいうことになりますと、修理の内容にもよりますが、メーカーのほうにですね、協力要請をしてメーカーとともにですね、対応させていただくといったような形になってくるかというふうに思います。

○兼本委員

ありがとうございます。そうすると、やはりそのスタッフ、会社として、メンテナンスを、そういう現場に行き確認をしたりといったことを考えることになれば、やはり会社としても、スタッフがいないければ、なかなか1人ではやっていけるのか、いけないのかということになると、どのように思われますでしょうか。

○玉置参考人

あくまでもですね、修理が発生した場合っていうのは、メーカーさんとですね、協力してといった形にはなるかとは思いますが、代理店としてですね、1人ということであればですね、1次対応のところですね、どうしても現場に行くのがですね、時間がかかってしまったりとか、当日対応ですね、見に行ける者が、翌日またその翌日になってしまったりとか、そういったことが可能性としてですね、あるかもしれないかなというふうには、私の私見ですけども、思います。

○兼本委員

先日もちょっと証人の証言でありました。金額的に非常に、今回の事務用家具としての金額というのは大きいということで、ある程度メーカーとの間に信頼関係がないと取引できないんじゃないかと——、できないと考えるというような証言をいただいています。ここについて、玉置さんとしては、どのように、やはり同じようなお考えなのか。例えば、全く今まで実績がなくても、そういう取引というのができてしまうのか。そういったところ、もし私たちの参考になればということでお話できるのであれば、お聞かせいただければよろしいでしょうか。

○玉置参考人

もちろんですね、代理店とメーカーの間の信頼関係というのはですね、納入に当たっては非常に大事なところになってくるかなというふうに思っています。なぜならばというところで言

いますと、先ほど言ったようなですね、納入後のですね、アフターフォローですね、そこまで踏まえて考えますと、メーカーとしてもですね、メーカーの出先だったりとか、工場というのは、飯塚市内にはありませんので、一次対応ですね、やっぱりしなきゃいけないのが、代理店かというふうに思いますので、その代理店がですね、メーカーサイドからすると、信頼できる代理店なのかどうかといったところもですね、非常に大事なところじゃないかなというふうには考えます。

○委員長

ほかにありませんか。

○吉松委員

参考人におかれましては、本当に忙しい中、今日出席していただきまして本当にありがとうございます。私が考えますにですね、本市と御社との関係は、発注者と受注者の関係にあるということで、今日の参考人の意見ということに対してですね、非常に答えにくいこともあるということはお察しいたします。その中でですね、答えられる分について、よろしく願いいたします。

今回の移動式観覧席についてはですね、新体育館というのが、令和2年の5月14日に落札されました。そのときに移動式観覧席というのが外されました。そして、それから移動式観覧席の入札、物品としての入札があったのが、令和4年の4月、約2年弱の時間があっただけですけども、それについて私は非常に長い時間があっただけだと思っているんですけども、その間にですね、今から2年前、令和3年の2月にはですね、グッドイナフさんはコトブキさんと交渉を始めたという証言をされました。それから、ソフトウェアセンターについてはですね、令和3年、愛知という会社と交渉を始めた。移動式観覧席についてはですね、物品の入札があるという予測の下に、事業展開をされていたというような証言だったんですけども、ソフトウェアさんについては、愛知というのはちょっとこれは無理だということと、去年の2月の24日にコトブキさんと交渉を始めたというようなことで、それに関してですね、担当の課についてはですね、令和3年の夏前頃から2者が営業に来られてたと。つまりその2者というのはですね、グッドイナフ、ソフトウェアセンターだったわけですよ。そういう先行の2者が、この移動式観覧席について交渉をされていたわけですけども、先ほど参考人が言われましたように、去年の4月に指名入札の通知が来て、このことを知って動き始めたということですけども、それではスタートラインがですね、随分違うように感じます。そういうふうに、スタートラインが違う場合にですね、この入札を落札できるというようなことは、非常に厳しいというふうにお考えになりませんか、どうですか。

○玉置参考人

弊社が考えるところ、今回のですね、仕様書ですね、内容等々ですね、見るとですね、建築にですね、関わるようなこともですね、一部記載もですね、入っておりますので、そういったところもですね、踏まえると、初めにリスクという言葉を使わせてもらいましたが、難しい面もですね、おっしゃるようなものではないかなというふうに感じます。

○吉松委員

ソフトウェアセンターについてはですね、そこの代表取締役さんがですね、表現はですね、分かりやすく言われたんですけど、物品の入札というのは、競馬と一緒にスタートラインが一緒ならいいんですけども、先にスタートしたほうが絶対強いということをおっしゃってましたので、今のような質問をしましたけれども、本当に大変なご回答ありがとうございました。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。初めは応札の意思を持たれて、見積りを取られたと思うんですが、金額に

についてはお答えできないかもしれませんが、見積り価格の報告を、担当の方からお受けになられたときに、その金額を見て、金額面だけにおいては、十分に勝負できる金額だというふうに感じられましたか。

○玉置参考人

金額に関しましては、落札の金額のですね、想定、当社がですね、想定する金額といえますか、実際にですね、メーカーから見積りが来て、その金額に対してですね、うちが応札する金額で取れるかどうかというのは正直ですね、本当、額が額でしたので、もう分からないですね、状況でした。本当にこれがですね、本当に物品のですね、ボールペンとか、そういうのであればですね、なかなかうちも経験上ですね、察しがつくようなところもあるんですけども、内容的にはですね、額が高いのかどうかということもですね、判断がつきづらいというような内容でした。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

どうもお疲れさまです。参考人さんね、コトブキに見積りを依頼されましたよね。公告を受けて、仕様書を見てでしょうけども、社長としては、その仕様書を見て、担当の方からの意見も聞かれたんでしょうけども、これがコトブキだという判断は、どのようにしてなされたか、お答えできますか。

○玉置参考人

コトブキさんとはですね、従来ですね、仕事を一緒にですね、させていただいた経験もですね、あります。観覧席に関してですね、やはりメーカーがですね、限られてくるという中で、一番聞きやすいとかですね、弊社にとりまして確認をしやすいですね、コトブキさんのほうに確認を行ったということです。

○小幡委員

今、鯉田のほうに体育館ができておりますよね。ここに約3千席中2500ぐらいが設置されてるんですけども、その観覧席を外した固定式観覧席等々は、メーカー的にはコトブキということは、参考人は御存じでしたでしょうか。

○玉置参考人

建築のほうですね、コトブキさんの、コトブキのですね、椅子が使われるんじゃないかというようなですね、話は伺ったことがあったんですけども、最終的にですね、建築のほうでコトブキの椅子が納入されたというですね、結果の事実まではですね、把握できておりませんでした。

○小幡委員

コトブキさんから見積りの回答が来たということでしたが、参考人の会社としては、コトブキさんの見積りに対してネット、もしくは交渉までは、なされましたでしょうか。

○玉置参考人

実際にですね、見積りをメーカーに取ったのがですね、担当者のほうから取らせていただきましたので、どこまでどういった話をですね、交渉したかっていうところまでは、ちょっと今私、定かじゃないんですけども、もちろんですね、入札に参加するに当たってですね、少しでもですね、安くお願いしますといったようなことはですね、お願いはしているかと思えます。

○小幡委員

ちょっと中身の突っ込んだ話になりますが、落札された金額は税込みの7843万でした。参考人がコトブキさんからいただいた見積り等々を考えて、見積りからして、妥当な金額だったのか、かなり高かったのか、安かったのかといったような印象は、どのような印象をお持ちでしたでしょうか。

○玉置参考人

金額に関してはですね、すみません、ちょっとメーカーのですね、コトブキのほうの営業上のこともあるかと思imasuので、この場でですね、私が申し上げるべきものじゃないかなというふうに思っております。

○小幡委員

最後の質問になります。コトブキさんに見積りを依頼して、回答に何日ほどかかったのかという記憶はございますでしょうか。

○玉置参考人

見積りをですね、コトブキに依頼した日ですね、それがですね、すみません、ちょっと定かじゃないところがありますので、それから何日間ですね、見積りが出てくるまでにかかったかといったところはですね、すみません、定かじゃありません。

○委員長

ほかにありませんか。2回目でございますので、簡潔にお願いいたします。

○深町委員

先ほど、すみません、質問の中で、最後1点だけ聞き忘れたんですけど、コトブキから、メーカーさんから見積りが出てきて、リスクを感じて断ったと、辞退したということなんですけど、見積りが出てきて、入札に応じようとは思われなかったんですか。何で金額まで出てきたのに、入札しないという結論を出されたのは、どういう理由でしょうか。最後お聞きしたい。

○玉置参考人

弊社にとりましてですね、この案件のですね、数量でありますとか、また金額というのはですね、本当に非常に大きなですね、ものでありまして、そうそうですね、経験するですね、案件でもありませんので、経験とですね、また検討する時間が少ないという中で、結果としてですね、納入をして不備があつてはですね、もちろん、その後の当社の営業活動、また指名にもですね、関わってきますので、辞退というような判断をいたしました。

○委員長

ほかにありませんか。川上委員、再度でございますので、簡潔に、ひとつまとめてください。

○川上委員

証人尋問を15日、17日とやってきました。17日の入札業者に対する証人尋問の中で、福岡ソフトウェアセンター代表取締役に対する私の尋問に答えてですね、証人が、3年前に、当時飯塚副市長が代表取締役に対して、物品の発注については、一者独占状態になりつつあるという危惧を持っていると。福岡ソフトウェアセンターが委託ばかり取っていて、物品を辞退するのでは駄目だと。みんなが受注できるように戦えというふうに言っているわけですね。そういう証言をしたわけです。私は、この一者独占状態の1者はどこかということを知りたいんです。それは調べれば分かるでしょうと言われて、調べてみれば、大体、高倉証人が言った意味は分かります。それについて、大手業者に対してですよ、発注者側の副市長が、そういうことを言ったという証言があるわけだけど、このことについて、参考人はどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○委員長

ちょっと、川上委員、いや、それは移動式観覧席とは違うでしょう。その証言は、それは分かりますけども、そこはどこの関連があるんですか。

○川上委員

冒頭申し上げましたけれども、この100条調査委員会は、官製談合があつたか、なかったかを調査すると同時に、「等」という中に、民間主導の、民間の談合がなかったかということ調査する場面なんですね。そうなってくると――。

○委員長

いや、川上委員、ちょっと待ってください。証言あったことは分かりますけどね、参考人に対して、集中の云々という話は違うでしょう。移動式観覧席の件についての、根拠をはっきりさせてくださいと、また別な話に行っていますよ。（発言する者あり）ちょっと待ってください。それでち、また続けますので――。

暫時休憩します。

休憩 10:46

再開 10:46

委員会を再開いたします。

○川上委員

つまりですね、民間の普通の談合の場合は、集団で辞退をし、そして少数の入札をサポートするというような談合の仕方ってあるわけですよ。そういったものが、官製談合に対抗する形で、民間の話合いによって、集団で辞退をする。そのことによってね、今回の官製談合を助けるというようなことがなかったかと心配するわけですよ。その主役の一方の側に、元の飯塚副市長が言う、一者独占状態の1者がね、演じることに意図したか、しないか分かりませんが、結局はそういうことになってしまったのではないかというふうに思うから、だからお尋ねしてるわけですよ。どう思うかと。一者独占状態という、発注者側が言うこと。それを打破するためにね、資本金10億円の三セクにね、市役所のOBですよ、おまえんとこ頑張れと――。

○委員長

川上委員、ちょっと長くなりました。簡潔に言ってくださいと言ったでしょう。お願いします。

○川上委員

そのことについてお尋ねします。

○委員長

その質問に対しては、（発言する者あり）参考人に対して、逆にあれでしょう、プレッシャーかかるでしょう。いやいやだから、川上委員が今質問された分についてはですね、移動式観覧席と違うじゃないですか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 10:49

再開 10:49

委員会を再開いたします。

○玉置参考人

そういった意図はですね、全くしておりません。

○委員長

ほかにありますか。江口委員、時間も相当過ぎてますので。

○江口委員

1点のみ、コトブキシーツィングさんから見積りの結果が届いたのは、いつ頃だったのか教えていただけますか。

○玉置参考人

それがですね、すみません、私、期日までをですね、すみません、はっきりとですね、今、ちょっと定かじゃありませんので、すみません、お答えすることができません。

○委員長

時間も相当経過しておりますので、以上で玉置参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人におかれましては、本当にご協力ありがとうございました。また、本委員会でいろいろと質疑させていただきましたが、質疑の内容を参考にさせていただきまして、審議を深めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力等をお願いすることもあるかと思いますが、その

ときはよろしくお願ひいたします。

ご退席して結構でございます。本日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、有限会社小川商事 店長 廣田孝文氏に入室していただきます。

(参考人入室)

どうぞお座りください。

参考人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

これより意見を求めることとなりますが、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

それでは、まず最初に、移動式観覧席の入札について辞退なされましたが、辞退した理由をお聞かせください。

○廣田参考人

あのですね、メーカーの取引先がないんですよ。なもんで、過去に実績もないですから、ちょっと取扱いなしで辞退させていただきました。よろしいでしょうか。

○委員長

今回の入札に関して、どこのメーカーや代理店にお問合せをされましたでしょうか。お問合せがありましたら、お答えください。

○廣田参考人

仕様書を見た限り、自社ではもう取扱いができないので、メーカーも問合せしなかったです。以上です。

○委員長

問合せをされなかったということですので、次に行きます。今回の入札について、市幹部や職員から働きかけがありましたか。

○廣田参考人

そういうことは、一切ございません。

○委員長

逆に市幹部や職員に働きかけをしましたか。

○廣田参考人

それも全くございません。

○委員長

また、議員から働きかけがありましたか。

○廣田参考人

それもございません。

○委員長

逆に議員に働きかけをしましたか。

○廣田参考人

それもございません。

○委員長

次に、他の業者から働きかけがありましたか。

○廣田参考人

それもございません。

○委員長

逆に他の業者に働きかけをしましたか。

○廣田参考人

それもございません。

○委員長

私からの質問はこれで終わりました。

次に、委員から発言の申出がありますので、順次これを許します。質疑はありませんか。

○川上委員

参考人の方、今日はありがとうございます。日本共産党の川上直喜と申します。本委員会は新体育館整備をめぐって、関わって、移動式観覧席の取得をめぐって官製談合、または民間の談合がなかったかということを知明する仕事を受け持っている委員会です。そこで、小川商事の場合は、今日の参考人招致について、議長名で要請の手紙が届いたと思いますけど、それはどこで受け取られたのでしょうか。

○廣田参考人

本社で、郵送で来ましたので、受け取った次第です。

○川上委員

有限会社小川商事なんですけれども、本店が添田ですね。飯塚店、直方店、大任店があつて、飯塚店があるということで、指名業者ということになっているのでしょうか。

○廣田参考人

そういうことです。

○川上委員

議長名の参考人のご案内の手紙は、飯塚店に届いたものが転送されて、本店に行ったわけはありませんか。

○廣田参考人

転送になっています。というのはですね、事務員がいない場合があるから、書物は全部本社に転送するようにしています。

○川上委員

飯塚店、あるいは飯塚営業所に送った場合は本店に転送するようになっていて、その場合は速やかに、それが分かるということですね、ちょっと確認していいですか。

○廣田参考人

夜間はちょっと誰もいないので、もうポストに入れとったら、ちょっと不安なので、書物は全部本社に転送して、届いた分は自分が見るようにしています。

○川上委員

飯塚店は鯉田の世尊寺の踏切あたりですか。

○廣田参考人

はい、そのとおりです。

○川上委員

実は、官製談合と通常談合、どちらも困るわけなんですけれども、17日の日に、福岡ソフトウェアセンターの代表取締役、証人喚問いたしましたして、尋問したところ、3年前、ご本人が市役所のOBなんですけれども、代表取締役になって1年後ということになりますけど、当時の飯塚市の副市長から、市の発注をめぐって、物品に関しては、一者独占状態があるので、危惧していると。一方で福岡ソフトウェアセンターが、あまりに物品について辞退を繰り返しているという

ことで、おまえ呼ばわりをしたと本人は言っていますけれども、3回辞退をしたら1回はもう指名しないぞというようなことも言われたことがあるとっていました――。

○委員長

川上委員、途中ですけども、ちょっと待ってください。関係を明らかにした上でということでも再三言ってますけども、まだ長々と説明というのは、質問者に対して（発言する者あり）だから、その質問については前回の時もちよっとお話ししましたでしょう。質問を変えてください。（発言する者あり）いや、だからその関係性を明らかにして簡潔に質問をお願いします。再度お願いします。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 13:09

再 開 13:10

委員会を再開いたします。質問はありませんか。

○川上委員

というような状況の中で、一者独占状態に対し、ソフトウェアセンターが介入してね、関与して、それを打破しないのかというような指摘を受けたというような趣旨の発言だったんです。飯塚市発注の物品について、今、一者独占状態と言われるようなものがあると思われませんか。

○廣田参考人

それはないと思いますよ。自分たちはどこが辞退しとるのか、一切分かりませんので、そういう興味がないですもんね。他者の、事業所の。そうやき、もうあらゆるライバルですから、もう普通はもう興味がないです。ほかの会社はですね。

○川上委員

そうしますと、一者独占状態と3年前に飯塚市の当時の副市長が言った会社が、自分のところは今回は辞退するというようなことに誘発される形で、あるいは話し合う形で、小川商事が、うちもやめとこうということになったということはありませんか。

○廣田参考人

それは全くございません。自分の判断で、仕様書を見て、いつも判断しているもので、それは全くございません。

○委員長

川上委員、また後ほどあったら言ってください。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質問はないようでございますので、以上で廣田参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人におかれましては本当にご協力ありがとうございました。また、本委員会でいろいろと質疑させていただきましたが、質疑の内容を参考にさせていただきまして、審議を深めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力等をよろしく願いすることもあると思いますが、そのときはよろしくお願いいたします。

ご退席なされて結構でございます。本日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:13

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏より、参考人招致時のインターネット中継を中止してほしい旨の申出がありました。

お諮りいたします。大庭参考人の参考人招致時のインターネット中継について、中止することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。
事務局はインターネット中継を中止してください。
暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:33

委員会を再開いたします。

次に、株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏に入室していただきます。
(参考人入室)

どうぞお座りください。

参考人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより意見を求めることとなりますが、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず最初に、移動式観覧席の入札について辞退をなされましたが、辞退した理由をお聞かせください。

○大庭参考人

はい、指定された製品の納入が困難というふうに判断しました。

○委員長

次に、今回の入札に関して、どこのメーカーや代理店にお問合せ等をしましたか。

○大庭参考人

はい、一切しておりません。

○委員長

それでは次に、今回の入札につきまして、市幹部や職員から働きかけがありましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

逆に市幹部や職員に働きかけをしましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

それでは、議員から働きかけがありましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

逆に議員に働きかけをしましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

それでは、他の業者等から働きかけがありましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

逆に他の業者等に働きかけをしましたか。

○大庭参考人

一切ございません。

○委員長

私からの質問はこれで終わりました。

次に、委員から発言の申出がありますので、順次これを許します。質疑はありませんか。

○川上委員

参考人、私、日本共産党の川上直喜でございます。よろしく申し上げます。先ほど委員長からの質問に対して、答えられた中で、納入が困難と判断したという発言がありました。これはどういったことなのか、もう少しお聞かせいただけますか。

○大庭参考人

はい、お答えします。そもそもこの事案というのはですね、我々営業活動しておりませんでしたので、情報が来まして、内容を確認させていただいた結果、我々が取り組んでいる分野とは違うなということと、やはり規模的なものも考えますと、我々があまり経験することのない規模でございましたので、この期間の中でですね、製品を納入するというのは難しいということで、社内で判断いたしました。以上です。

○川上委員

情報が来たときというのは、それはいつのことでしょうか。

○大庭参考人

2022年の4月28日の11時29分でございます。メールで来ております。

○川上委員

その後の発言の中で、我々がやっている分野と違う、スケールが、経験がないと、それからこの期間の間ではという、3つお聞きしたと思うんですけども、麻生情報システムは、分野が違うと言われますけど、そもそもはどういった分野を取り扱っておられるんですか。

○大庭参考人

はい、お答えします。麻生情報システムはIT関連でございます。ITの製品、サービス、運用だとか保守ですね、そういったものを主力商品としております。以上です。

○川上委員

ホームページを見ましても、確かに文教というのはありますけど、趣旨が違うのではないかなと思われるわけですね、文具、椅子と。木に縁りて魚を求むではないけども、飯塚市からそういうことで指名が来たとき、大変驚かれたとは思いますが、そのとき、どういう受け止めだったのか。さらに、飯塚市にどうして指名をするのかという問いをしたりというのはなかったのでしょうか。

○大庭参考人

お答えします。特に驚きはなかったんですけども、麻生情報としては物品登録しておりますので、こういう入札案内というのはですね、あるのかなと思いましたが、この規模の入札案内が来るとは思っておりませんでしたので、麻生情報としては経験がないので、これを取り組むとご迷惑になるなという判断をしました。

○川上委員

この規模と——、分野が通常分野と、スケールが小さいっていうんでしょうか。その規模ではなくて、これほど大きいスケールとなると分野が違うというお話のようですけども、そのスケール感というのは、驚くようなスケール感だったんですね。

○大庭参考人

はい、我々先ほど申しましたようにIT分野を得意としておりますので、パソコン教室等に入れる、パソコンのラックだとかですね、机、そういう規模であればですね、我々としても応

札できるかなとは思っておりますが、今回の事案の規模になりますと全く経験がございませんので、先ほど申しましたように、お客様に迷惑かかるということを判断しております。

○川上委員

そうすると、飯塚市がそういう事情を分かっているはずなんですけど、分かっているのに、なぜ指名を、通知をしてきたかというのは、何か見当がつくことがありますか。

○大庭参考人

すみません。全く見当が付きません。

○川上委員

重ねて聞くようなことになりますけれども、この期間ではっていう表現があったと思います。その期間というのは、どういう期間なのか。その期間が、もっと余裕があれば、可能だったのか。それともどうなのかっていうところをお聞きしたいと思います。

○大庭参考人

はい、お答えします。期間、厳密に何か月あればとか何年あればということは特に定めておりませんが、もともと我々が営業活動してない物に対してですね、やはり案内が来たから、取り組めるかっていうことを判断する上での規模感で見ると、期間が足りないかなという判断をしました。

○川上委員

本100条調査特別委員会、2月17日において、私、福岡ソフトウェアセンターの代表取締役、高倉 孝さんに証人尋問をしたわけですが、その中で彼が、3年前、既に代表取締役だったときに、当時の飯塚市の副市長から、物品においては、一者独占体制になっていると――。

○委員長

川上委員、途中ですけど、先ほど先刻の委員会でも申しましたように、ちょっと、根拠を明確にして、簡潔に質問してください。お願いします。

○川上委員

意味がお分かりだと思います。そういう危惧を、当時の梶原副市長から高倉――、当時、3年前ですから、代表取締役が一者独占状態にあると、なりつつあると、危惧しているというふうに言って、一方でソフトウェアセンターがなかなか物品に挑戦してこない、辞退を繰り返すと――。

○委員長

川上委員、ちょっと途中ですけど、ちょっと私が言っているのを、ちょっと聞き入れてください。先ほども、先刻の委員会で説明したでしょう。根拠を明らかにした上で簡潔に質問をお願いします。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 13:44

再 開 13:46

委員会を再開いたします。

川上委員、根拠をはっきりした上で簡潔に質問をお願いいたします。

○川上委員

もう状況は、参考人、お分かりだと思います。それで、この一者独占状態を打ち破るのを要求するかなんか、ソフトウェアセンターに言われているようなことが、飯塚市発注の物品業界で、物品の関係のところですね、起きている危険性がある、その延長線上で今回のことが起こっていないかというふうに、誰でも心配するのは当たり前なんです。ここを究明するのは私たちの仕事ですから、それで、参考人のご意見を聞きたいんですけど、この一者独占状態というのが、今、飯塚市の物品の中で起こっておるといふふうに思われるか。思われるのであ

れば、どういう状態なのか、お聞かせいただければありがたいです。

○大庭参考人

はい、お答えします。特に一者独占とは思っておりませんで、入札制度ですから、やはりそれなりに営業努力しているところが、しっかり受注していくというふうに思っておりますし、負けた場合は、我々がもう少し営業頑張らないといけないなというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

お疲れさまです。先ほど参考人は、今回、営業はやっていないということで、メーカーに対しての見積りも依頼してないとおっしゃっておられましたけど、今回の仕様書が、入札参加してくださいということで、仕様書も見られたかと思いますが、仕様書を見たときに、参考人はここはどこのメーカーというような認識といいますか、それはございましたでしょうか。もしあれば、どこのメーカーかなというような思いは、どのように思われたか、よろしくお願ひします。

○大庭参考人

はい、お答えします。飯塚市の担当につきましては、また別途、別の人間がいるんですけれども、その者から聞いておる中ではですね、我々がお付き合いがあるところでは、難しいだろうなというところで判断しましたので、どこにも聞いておりません。

○小幡委員

繰り返しますが、特別、営業を今回はしなかったということでしたけども、担当も含めて事前にそのうち移動式観覧席が物品の入札があるよというふうなうわさとか情報というのは御存じでしたか。

○大庭参考人

メールが届くまでは分かりませんでした。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません、移動式観覧席については、今回、入札の通知が来て初めて知ったということなんですけど、それ以外、体育館ほかにもいっぱいあると思うんですけど、ほかの部分に関しては、営業行為はなされていたんでしょうか。いかがでしょうか。

○大庭参考人

全くしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかにないようでございますので、以上で大庭参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人におかれましては本当にご協力ありがとうございました。また、本委員会できろいろと質疑させていただきましたが、質疑の内容を参考にさせていただきまして、審議を深めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力等をお願いすることもあるかと思いますが、そのときはよろしくお願ひいたします。

ご退席なされて結構でございます。本日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 : 51

再 開 14 : 36

委員会を再開いたします。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。